

## 学校法人聖隷学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人聖隷学園の寄附行為第 57 条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の給料、手当、退職金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 役員等とは別に定める聖隷学園役員及び評議員規程に規定される次の者を言う。

(1) 常任役員

(ア) 専任理事

理事長、専務理事(業務執行理事)

(イ) 常任理事

理事に選任された者のうち

学長、校長及び学園宗教部総主任と法人事務局長

(2) 兼任役員

理事のうち、常任理事及び非常勤理事以外の理事で、教職員から選任された理事。

(3) 非常勤役員

(ア) 理事(前 1 号及び前 2 号に規定した以外の理事)

(イ) 監事

(4) 執行役員

(5) 学園長

(6) 評議員

(給料)

第 3 条 専任理事の給料は国家公務員指定職俸給表に基づく別表 1、2 の定めるところにより支給する。

2. 学園長の給料は 100,000 円を支給する。

(役員等手当)

第 4 条 役員等の手当は役員等の種類により、別表 3 の定めるところにより支給する。ただし非常勤役員等が支給を辞退する場合は、これを支給しないことがある。

(期末手当・勤勉手当)

第 5 条 専任理事の期末手当・勤勉手当は聖隷学園給与規程第 3 章第 7 節の定めるところに準拠する。

(その他の手当)

第 6 条 専任理事の扶養手当、通勤手当、住居手当は聖隷学園給与規程第 2 章第 4 節(扶養手当)、第 3 章第 1 節(通勤手当)及び第 3 節(住居手当)の定めるところに準拠する。

(退職金の支給)

第 7 条 専任理事を退任した場合は本人に、死亡による退任の場合はその遺族に支給する。

(退職金算定の対象期間)

第 8 条 専任理事の退職金の算定の基礎となる在職期間の計算は第 2 条の専任理事として引き続いた在職期間による。この場合、1 年に満たない月数は 6 捨 7 入とし、1 月に満たない日は切り捨てとする。

2. 専任理事となる者が一般職員から連続して在職する場合は、専任理事に就任する時点で別に定める聖隷学園職員退職金規程により一般職員としての退職金を精算し、退職金を

支給するものとする。

(退職金の計算方法)

第9条 専任理事の退職金は、退任時の給料月額をもとにして次の計算式により計算する。但し、専任理事退職金は退任時の給料月額の36ヵ月相当額を支給額の上限とする。

$$\text{専任理事退職金} = \text{退任時の給料月額} \times \text{専任理事在任年数} \times \text{功績倍率}$$

2. 前項の功績倍率は2.5とする。

(遺族への退職金支給)

第10条 第7条に規定する遺族は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、専任理事の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で専任理事の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。
- (3) 前号に掲げる者の他、専任理事の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者。

2. 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は同項各号の順により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつてはその掲げる順による。

(旅費)

第11条 役員等が業務のために出張する場合には、別に定める聖隷学園国内旅費規程若しくは国外旅費規程に従い旅費を支給する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、執行役員会の議を経て、評議員会の意見を聴いて理事会が行う。但し、専任理事の給与表 別表2は、人事院勧告に基づく国家公務員給与を勘案し、本学園の財政状況等を考慮した上、改訂を行うことがある。

附則 この規程は2020年4月1日から施行する。  
この規程の制定に伴い「学校法人聖隷学園役員給与規程」および「学校法人聖隷学園専任理事退職金規程」は廃止する。

附則 2023年11月24日一部改定(別表2、改定後の給料表は2023年4月1日より適用する。)

附則 2024年4月1日一部改定(適用範囲)

附則 2024年11月22日一部改定(別表2、改定後の給料表は2024年4月1日より適用する。)

附則 2024年5月23日一部改定(学園長への支給を追加)

附則 2024年11月22日一部改定(別表2、改定後の給料表は2024年4月1日より適用する。)

附則 2025年4月1日一部改定(評議員への支給を追加、改廃の但し書き)

専任理事の給与表 別表 1

区分	任期	号給
理事長	1期～2期	5号
	3期～	6号
専務理事 (業務執行理事)		4号

専任理事の給与表 別表 2

号給	給料月額
1	574,000円
2	637,000円
3	704,000円
4	783,000円
5	844,000円
6	906,000円

役員等手当 別表 3

区分		手当額
常任役員	常任理事	月額 10,000円
兼任役員		月額 10,000円
非常勤役員	理事	月額 10,000円
	監事	月額 10,000円
執行役員		月額 10,000円
評議員		月額 5,000円